

九州工業大学教職員組合役員選挙規則

第一章 総則

第 1 条 九州工業大学教職員組合第 16 条にもとづきこの規則を定める。

第二章 選挙管理委員会

第 2 条 選挙管理委員会は総会で選出された 2 名の委員を以って構成し委員長は委員の互選による。

第 3 条 選挙管理委員の任期は 1 年とする。ただし欠員を生じたときは補充することとしその任期は前任者の残りの期間とする。

第 4 条 選挙管理委員会はつぎのを行なう。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受付
- 3 候補者の資格審査および公示
- 4 投票、開票の管理および立会人、書記の指名
- 5 当選者の決定および公示
- 6 その他選挙管理に必要な事項

第 6 条 選挙の公示は選挙期日の十日前までにおこなう。

第 7 条 候補者の公示は選挙期日の五日前におこなう。

第 8 条 当選者の公示は選挙期日から二日以内におこなう。

第 9 条 選挙管理委員会は必要に応じてその事務を委員会に委嘱することができる。

第三章 候補者

第 10 条 組合員はすべての役員の候補者となることができる。

第 11 条 役員の候補者となろうとする者は選挙期間の 6 日前までに立候補届けを選挙管理委員会に提出しなければならない。

立候補届の様式は別に定める。

第 12 条 候補者を推薦するときは、前条の規定に準じておこなう。

第四章 選挙

第 13 条 投票は規定の投票用紙を用い、委員長については単記、委員については別に定める職種別選挙区の定員数だけの連記、監査委員については 2 名の連記としいづれも 1 人 1 票に限る。投票用紙の様式は別に定める。

第 14 条 委員長の選挙については組合員総数の 3 分の 2 以上の投票がなければならない。

2 前項の規定の外、委員長に当選した者が辞退した場合は再選挙を行う。

3 当選者は有効投票数の最多数を得た者を当選とする。ただし委員長については有効投票の 2 分の 1 以上の得票がなければ当選する事ができない。

4 前項ただし書の場合においては次点者以下上位 3 名までを選んで決戦投票をおこなう。

5 得票数が同じであるときは選挙管理委員会がくじで定める。

第 15 条 役員に欠員が生じた場合における補欠選挙については前 2 条の規定を準用する。

附則

第 16 条 この規則の改正は総会において行う。

第 17 条 この規則は昭和 45 年 3 月 18 日より実施する。

2006 年 6 月 23 日 改正

2007 年 6 月 23 日 改正

2023 年 4 月 27 日 改正

選挙区分

選挙規則第 13 条に定める職種別選挙区及び定数は当分の間次の通りとする。ただし、活動実態に合わせて、各区とも 2 名までの増員を認める。なお、嘱託教育職員は教育職員区、嘱託技術職員は技術職員区、嘱託事務職員は事務職員区に属する。

(50 音順)

1 技術職員区(医療・技能を含む) 定員 4 名

2 教育職員区 定員 4 名

3 事務職員区 定員 1 名

4 パートタイム職員区 定員 1 名

2011 年 6 月 30 日改訂